

入 札 説 明 書

両川・大淵・西野処理場維持管理業務委託

令和8年5月

新潟市下水道部下水道管理センター

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、当該業務に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する業務契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）が熟知し、且つ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名及び数量

両川・大淵・西野処理場維持管理業務委託
（公告番号 新潟市公告第275号）

(2) 業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

(5) 入札方法

契約初年度に要する9か月分（月額×9か月）で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 共通の資格要件

- ① 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。
- ② 本市の委託業務入札参加資格名簿に浄化槽の維持管理で登録されていること。
- ③ 本市の浄化槽保守点検業者（江南区）に登録されていること。
- ④ 新潟市内において、本店又は支店の者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。
- ⑦ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の別表第2の9（暴力的不法行為）の措置要件に該当しない者であること。
- ⑨ 令和元年度以降に自治体が管理する下水処理場の運転管理の業務について担当す

る業務に係る受託実績があること。

(2) 参加資格の喪失

単独企業又は共同企業体の構成員が、参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に(1)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3 問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問合せ先

郵便番号950-1146

新潟市中央区太右エ門新田1422番地3

新潟市下水道部下水道管理センター 維持管理課 管理係

電 話：025-281-9061

F A X：025-284-5849

E-mail：iji.ps@city.niigata.lg.jp

4 一般競争入札参加申請等

(1) 競争入札参加希望者は、「一般競争入札参加申請書」を、令和8年5月29日（金）9時から令和8年6月5日（金）17時までに上記3(1)の場所に持参又は郵送により1部提出すること。持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時から 17時まで（12時から13時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は、書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。

(2) 競争入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類とあわせて一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(3) 競争入札参加希望者は、別途定めた様式に沿って一般競争入札参加申請書を作成すること。

(4) 競争入札参加希望者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(5) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知

令和8年6月12日（金）まで

5 質疑回答

(1) 入札手続等、仕様書等についての質疑書は令和8年5月29日（金）9時から令和8年6月3日（水）17時までに、上記3(1)に様式集「質疑書」を用いて電子メールにより提出すること。

(2) 質疑書に対する回答は個別に電子メールにて回答するほか、令和8年6月5日（金）までに新潟市下水道部ホームページに掲載する。

6 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

① 日 時 令和8年6月18日（木） 14時00分

② 場 所 新潟市下水道部下水道管理センター3階第大会議室（新潟市中部下水処理場内）

- (2) 競争入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、委託契約書(案)及び規則を熟知の上、入札書類を提出しなければならない。
- (3) 競争入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、競争入札参加資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)」並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する「委任状(様式第8号)」を提出すること。
- (7) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 競争入札参加資格者又はその代理人は、別途定めた様式に沿って「入札書」、「見積内訳書(以下「入札書類」という。）」、「委任状」を作成すること。
- (9) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書類を封書に入れ、且つ、その封皮に入札の日付、業務名、競争加入者の氏名(法人にあつてはその名称又は商号。共同企業体にあつては共同企業体の名称。)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
- (10) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額及び入札書の提出後の訂正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
- (11) 競争入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (12) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (13) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (14) 開札は、競争入札参加資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 開札した場合においては、競争入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.(1)の入札・開札日以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。競争入札参加資格者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記8の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (16) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争入札参加資格者と随意契約の交渉を行うことがある。

(17) 入札書等及び委任状に手書きする際は、ペン又はボールペン（消えるインクを使用したもの、鉛筆は不可）を使用すること。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。なお、以下の(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、競争入札参加資格者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書類を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

10 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断されたときは、その者を落札者とししない場合がある。

11 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10以上の金額とする。ただし、新潟市契約規則第34条に該当する場合は免除する。

12 委託契約書の作成

委託契約書を作成する場合には、落札者は、交付された委託契約書に記名押

印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。

13 支払いの条件

業務の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14 契約条項

別添「委託契約書(案)」による。

15 その他

- (1)入札書の提出期限は、公告文に指定した期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2)入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。